

凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関する意見書

2009年（平成21年）6月11日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関して、法務省がその可否を含めて検討中の下記いずれの「考えられる方策」による改正についても反対する。

また、当連合会は、いずれによる改正であっても、現に時効が進行中の事件についての遡及適用にも反対する。

記

- 1 公訴時効を廃止すること
- 2 公訴時効の期間を再度延長すること
- 3 DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度を実施すること
- 4 検察官の裁判所に対する請求により公訴時効を停止（延長）させる制度を導入すること

第2 意見の理由

1 はじめに

法務省は、本年4月3日、凶悪・重大犯罪について犯罪の発生から一定期間過ぎた後は被疑者の起訴ができなくなる、公訴時効を廃止することを含めた公訴時効制度の見直しについて、本年1月から始めた省内の勉強会の検討状況を平成21年3月31日付「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～当面の検討結果の取りまとめ」（以下「中間報告書」という。）を公表した。この中で、法務省は、考えられる方策として4つの案を提示したが結論を出さず、賛否両論の論点を示すに止まり、さらに本年夏頃までを目途として検討を進めていくことを明らかにしている。

2 当連合会のこれまでの考え方

- (1) 当連合会は、2004年8月19日、法務大臣が法制審議会に諮問した「凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法整備に関する諮問」（法制審議会諮問第69号）に関して、「凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備に関する意見書」を公表した。当連合会は、その中で、公訴時効期間を延長する見直し案（要綱（骨子）第五）について、要旨、以下の理由を挙げて「公訴時効期間の見直しには反対する」との意見を明らかにした。

被告人・弁護人の防御権と時効制度

検察官において主張立証責任があるとされる現行刑事訴訟法の下でも、実務の具体的場面においては、長期間経過していることによって、証拠が散逸し、被告人・弁護人が被告人のアリバイなどの立証に困難を来しかねない。公訴時効期間の大幅な延長はこの困難をいやがうえにも増すものとなる。とりわけ、長年経過した後立件された被疑者・被告人が冤罪者の場合には、アリバイ証人を確保するどころか、自らが事件当時どこで何をしていたかすら記憶がなく、防御活動が全くできないということも想定される。

また、証人の記憶の薄れ、死亡等によって刑事訴訟法第321条1項2、3号書面が實際上証拠能力だけでなく、その証明力も高められる可能性がある。これらは、被告人の防御権に多大な困難をもたらすものとなる。

被疑者の事実上の継続した社会関係と時効制度

死刑に当たる罪を犯した被疑者でも、改正前の時効期間である15年より長い25年もたつと事実上の社会関係が成立している可能性が一層大きくなる。その社会関係を壊してまであえて訴追するのは相当でない。

また、当事者間の争いを断つ民事の除斥期間20年を超えてまで、国家が公訴権を維持しなければならないということはない。

警察等の捜査資源の配分と被害者

現実の警察の捜査資源からして、すべての事件に長期的に捜査本部なり捜査員を配置することは無理である。公訴時効期間の大幅な延長は警察に相当の負担とならざるを得ない。また、限られた捜査資源を有効に用いるためには、時間の経過による事件ごとの捜査側の合理的な裁量による資源の配分が必要にならざるを得ない。

一方、犯罪被害者やその遺族にとってはそれぞれの事件が重要な関心事であるので、力を抜いてよい事件があるものではない。公訴時効期間が延長すれば上述のとおり捜査資源の振り分けが一層必要にならざるを得ないため、犯罪被害者やその遺族にとっては、その不平等性が増さざるを得ない（この点は被疑者にとっても同じである）。また、この振り分けには捜査機関による恣意的な運用（意図的な選択）が入り込む余地もあり、その場合には犯罪被害者間にさらに不平等性が増すことになる。求められるのは、公訴時効期間の延長ではなく、初動捜査を含めての刑事警察の捜査能力の向上であろう。

時効期間 25 年を相当とするとの説明に合理性がないこと

例えば、死刑に当たる罪の公訴時効期間を 15 年から 25 年に延長するというのが諮問であるが、その期間が 16 ~ 24 年の間ではなぜいけないのか、25 年が相当であるという理由が説明されていない。国民の平均年齢の延びや、公訴時効は刑の時効と異なるから刑の時効との比較で決めたという説明は論理的に無理である。

被害者・遺族への対応は総合的に手厚く適切にあるべきこと

犯罪被害者やその遺族の犯罪被害に遭ったという記憶や感情はそうそう簡単に癒えるものではない。それは今も昔も変わらない。犯罪被害者やその遺族の傷ついた心の治癒は、社会的・精神的等の様々な援助があって初めてなされるものである。

そうした犯罪被害者やその遺族に対する総合的な対策の検討なしで、まずはともかく公訴時効期間の延長だけを行うというのは、犯罪被害者らへの援助としても本末転倒である。これでは、公訴時効期間の延長は安易すぎる犯罪被害者対策にしかならない。

- (2) ところで、2004 年以降に被害者保護法制が大幅に整備されることとなったものの、後述(5 頁)のように、公訴時効の見直しの検討をする前に、もっと犯罪被害者保護を拡充する必要があると考えられるので、当連合会は、上述した公訴時効に関する基本的な考え方は、上記の理由も含めて、現在においても維持すべきものと考えている。

なお、上記のに関連して、民法第 724 条後段の 20 年の除斥期間の適用を認めなかった「平成 21 年 4 月 28 日付け最高裁判例」について付言しておきたい。最高裁判所は、この 20 年の除斥期間について、平成 16 年に犯人が自首したことで判明した昭和 53 年の足立区における小学校女性教員殺人・死体遺棄事件に関して、正義、公平の観点から、犯人の自首によって被害者の死亡を知った遺族が民法の規定に沿って相続人が確定してから 6 か月以内に提訴していることを挙げて、本件には「特段の事情」があるとして、民法の除斥期間を適用せず、例外的に損害賠償請求権があることを認めた。しかしながら、私人間だけの関係を規律する民法の除斥期間とは異なり、被疑者・被告人と犯罪被害者だけでなく、捜査機関、さらには後述(7 頁)のように冤罪被害者の利益にも関わる「公訴時効」については、上記最高裁判例の法理がそのまま当てはまるかについては大いに疑問がある。

3 公訴時効制度の見直しの必要性について

(1) 前回の法改正をどう見るのかについて

公訴時効の在り方を考える場合、凶悪・重大犯罪についての公訴時効期間が前記法制審議会の答申を受けた2004年12月1日の刑事訴訟法の改正(2005年1月1日施行)によって長期化された事実をどのように受けとめるかを考えなければならない。同改正では、附則第3条2項が「この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期間については、第2条の規定による改正後の刑事訴訟法第250条の規定にかかわらず、なお従前の例による」とされているので遡及適用はなく、この改正法による犯人摘発の運用実績を検証するには、死刑に当たる罪についてはこれからでも21年先ということになる。また、従前の公訴時効期間の15年を超えて摘発された事件との比較で25年後を検証するにも11年以上先になる。

改正法施行後4年余で公訴時効の在り方に手を加えることになれば、2004年の改正法は一度も適用しないままのものになってしまう。当時の立法理由にも、「新たな捜査技術の開発等によりまして、犯罪発生後相当長期間経過しましても、有力な証拠を得ることが可能になっている」としてDNA型情報等についても言及している。

そうだとすると、こうした検証もなしに、前回の改正から間もないこの時期に公訴時効制度を改正することは、その余の論点を検討するまでもなく、中間報告書が挙げた「考えられる方策」のいずれについても時期尚早といわなければならない。

(2) 被害者団体の声をどう受けとめるのかについて

今回法務省が省内に勉強会の立ち上げを行った背景には、公訴時効について、近時、犯罪被害者のその遺族を中心に、殺人等の凶悪・重大な犯罪について見直しを求める声が高まり、公訴時効の廃止等を求める旨の被害者団体の具体的な意見が寄せられたことが挙げられている。

突然、身内の者が殺人等の凶悪・重大な犯罪に遭遇し、命を奪われたことに対する遺族の心情は察するにあまりあるものであり、そのような遺族を出さないような社会を作ることが大切であり、遺族に対しては社会全体が温かく支援していくことが必要である。

しかしながら、先の公訴時効期間の延長も、凶悪・重大犯罪等への対処の強化とともに、犯罪被害者やその遺族の心情・要求をも踏まえて提案されてきたものであり、現在の公訴時効制度は、被害者らの心情・要求や検察、弁護(被告人)、警察のそれぞれの立場の調整の上に成り立ってきたものである。

刑事裁判は、国家刑罰権の実現のために行われるものであり、国家刑罰権の発動は、社会秩序の維持という目的のために行われる。国家刑罰権の行使の在り方を犯罪被害者団体の意見で短期間に変えてしまうことは社会の法的安定性の観点からも問題がある。その意味で、公訴時効制度を被害者団体の声だけで、先に政府として必要性を訴えて成立させた改正法の成果の検証結果を見ることなくさらに改正することは立法の在り方としても問題がある。

この意味でも、この時期に公訴時効制度の見直しをすることは時期尚早といわなければならない。

付言すれば、被害に遭って、犯人が逮捕されないままの犯罪被害者やその遺族にとって必要なのは、むしろ、公訴時効の廃止ではなく、前述した初動捜査を含めた刑事警察の捜査能力の向上とともに、可能な限り捜査状況を犯罪被害者やその遺族に提供するなどの情報開示であるといわなければならない。それと同時に、国（さらには社会）を挙げて、一連の犯罪被害者支援を定めた立法、例えば、2008年4月に改正された「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」も目的とする「犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援」するためになされるべき経済的・精神的な支援の具体的な施策や措置が犯罪被害者やその遺族になされることが必要であると考え。犯罪被害者やその遺族を真に救済し、遺族に未来をもたらす施策こそが望まれる。

現に、一部の犯罪被害者団体は国に対して、時効が完成した事件の被害者遺族に損害賠償すべきことを求めているが、このことは、近時、被害者保護法の整備がなされたとはいえ、被害者救済がまだ不十分なことを示している。したがって、殺人事件の犯罪被害者の遺族らが犯人の検挙を望んだものの公訴時効が完成してしまったことでその道を断たれた場合には、捜査権や公訴権を持つ国が犯人を検挙できなかったのであるから、その犯罪被害者らに対しては、現行の犯罪被害者等給付金とは別に、特別の補償制度を設けることも考えられてよい。

- 4 法務省の勉強会の中間報告書が提示する「考えられる方策」論点等について
法務省が中間報告書で賛否両論を紹介し、その論点等として掲げている「考えられる方策」と「現に時効が進行中の事件について遡及適用をすることの可否」についての当連合会の意見は以下のとおりである。

(1) 公訴時効を廃止ないし公訴時効期間を再延長することについて

いつの時代においても、犯罪被害者やその遺族の処罰感情等は、長い時間が経過しても簡単に癒えることはないであろう。しかし、多くの国民は犯罪被害者らのこうした処罰感情等に配慮はしても、時の経過により、その具体的な犯罪事実に対する関心や処罰感情等が薄れていくのが一般である。こうした事実状態が継続した場合にはこれを尊重し、公訴時効を認めて被疑者の訴追ができないようにしても、社会秩序の維持という公共の目的に反するわけではない。こうした事実状態を尊重するというのが民事・刑事すべての場合に共通した時効制度の在り方である。

まず、公訴時効を廃止する改正については、法務省の中間報告書が指摘する否定論の論拠にもあるとおり、「犯罪行為から長期間が経過し、およそ犯人が生存していないと考えられる場合であっても、時効が完成しないという」のは制度としておかしいといわなければならない。

また、公訴時効の期間を延長する改正については、日弁連の前述の意見書の理由のほかに、「法定刑による基準とは別に一定の犯罪を対象に公訴時効期間を延長するときは、法定刑を基準とした現行の体系において、一定の犯罪について特別の取扱いをすることとなるため、その当否について更に検討が必要となる。また、犯人が明らかになったのに処罰をし得ないという事態が生じる可能性が完全なくなるわけではない」という法務省が中間報告書が指摘する論点も克服する必要がある。

翻って考えてみると、仮に公訴時効を廃止したり、公訴時効期間を再延長したとしても、そのことによって、本当に、犯罪被害者やその遺族が期待する犯人検挙が可能となるのであろうかという問題もある。これに対しては、現在の刑事警察の捜査能力を前提とする限りでは否としかいうことができない。

すなわち、法務省の統計によると、平成16年から19年の4年間に公訴時効が完成した殺人事件は193件である（なお、平成9年から19年までの11年間で公訴時効が完成した殺人事件は533件にも及ぶ）のに対し、この間に時効完成後に犯人が判明した事件は3件に過ぎない。しかも、このうちの1件は公訴時効が完成した後に自ら出頭した事件であり、公訴時効が廃止されたり、公訴時効期間がさらに長かったならば、犯人が未だに判明しなかった可能性の高いものである。公訴時効制度を大きく改正して、仮に遡及適用を認めたとしても、犯罪被害者やその遺族が希望する犯人検挙とは到底かけ離れた結果しか期待できない。

この意味で、当連合会は、公訴時効を廃止したり、公訴時効の期間を再延長しても、それによって犯罪被害者やその遺族が得られる利益と被疑者・被告人が被る弁護権・防御権を困難にする不利益（アリバイ立証の困難性、証拠の散逸等）や捜査資源の配分の問題とを比較考慮するならば、すべての時効制度に共通する事実状態の継続（犯人が処罰されることなく長期間が経過した場合には、そのような事実状態が継続していることを尊重すべきであること）を前提とする公訴時効制度は、その犯罪の種類を問わず、現状のまま維持すべきであると考えられるものである。

加えて、公訴時効については冤罪被害者のことも考えておく必要がある。例えば、冤罪で刑が確定し服役した者にとっては、弘前大学教授夫人殺人事件のように、公訴時効の完成後に真犯人が名乗り出たことにより再審無罪になるという例もあるので、公訴時効を廃止したりさらに延長すれば、その冤罪者救済の道を狭めたり閉ざしてしまうことにもなりかねない。また、長年月経ってから逮捕勾留された冤罪者にとっては、アリバイ証人を確保するどころか、その前提となる自らが事件当時どこで何をしていたかすら記憶が全くなく、防御活動ができないことも考えておく必要がある。さらには、捜査線に浮かんだ被疑者（いわゆる重要参考人とされた者を含む）が冤罪者の場合、公訴時効を廃止したりさらに延長すれば、その事件が立件されない限り、その冤罪者は、一生ないし長年月、いつ逮捕されるかもしれないという不安を抱えたまま過ごすことになり、安心して暮らすことができない。公訴時効は、冤罪被害者のためにも必要な制度であるといわなければならない。

ちなみに、前回の改正では、犯罪被害者やその遺族を含む国民の平均年齢の伸張も時効期間延長の理由として掲げられていたが、前回の改正から4年余りしか経過していない現在において、この理由が再度の公訴時効期間の延長はもちろんのこと、公訴時効制度の廃止の立法理由としても成り立たないことも明白である。したがって、公訴時効の廃止あるいは公訴時効期間の再延長を正当化する説得力をもった立法理由を見つけることができない。

よって、当連合会は、公訴時効の期間を延長する改正が最近なされたばかりでの現時点で、公訴時効を廃止しあるいは公訴時効の期間を再延長する改正には反対する。

- (2) DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度を創設することについて

これは、被告人をDNA型情報等によって特定し、氏名等を特定しないまま起訴する制度（「ジョン・ドウ起訴」と言われている）であるが、「どの者が被告人か全く判明していないのであるから、およそ訴訟手続を現実に行進し得る状態にはならず、このような起訴は、伝統的な公訴の概念との乖離が大きいものといえる」し、「起訴に時効停止効を与えた公訴時効制度の趣旨とも整合的とはいえない」とする法務省の中間報告書の指摘は正当と評価すべきものである。

また、法務省の中間報告書でも指摘しているとおり、「この制度は、DNA型情報等が証拠から得られた事件についてしかこの制度を利用することができない」から、「対象となる範囲が極めて限られる」し、「DNA型情報等のような証拠が得られない事件とのバランス」を失することになる。

よって、当連合会は、DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度の創設にも反対する。

なお、DNA型情報が法律によらず警察の内部規則である国家公安委員会規則で規定され、警察サイドだけで管理利用されていることも問題である。こうした情報管理の仕組みは、その情報等の管理使用等の正確性を担保できないだけでなく（そのような情報等は中立した第三者機関が行うべきである）、そのような情報を被疑者・被告人の側も利用できアクセスできるものとしないと真の意味の犯罪事実の真相解明に役立つ制度とはいえない。

また、DNA鑑定が正しい手順で行われたかどうか争われた場合などのためには再鑑定ができるような形で捜査側が鑑定資料を残すという制度も不可欠である。

(3) 検察官の裁判所に対する請求により公訴時効を停止（延長）させる制度を導入することについて

これは、一定の確実な証拠がある場合に、検察官が裁判官に対する請求をし、それに基づく裁判官の決定により、時効を一定の期間停止（延長）させるものであるが、「一定の確実な証拠がある場合になぜ時効を停止させることができるのかや、個別の事件の相違を捨象して、法定刑に応じて一律の時効期間を定める公訴時効制度の基本的な考え方と整合しないのではないか」という欠点を有していることも法務省の中間報告書が指摘するとおりである。また、「確実な証拠を残す犯人は長期にわたって追及できる一方、証拠を残さないより狡猾な犯人に対する追及はできないこととな

る」等の問題もある。さらには、相手方当事者（とりわけ弁護人）のいない手続に裁判所が関与するというだけでは、適正な形で客観的に確実な証拠があると判断することができるかどうかにも疑問が残るし、検察官がこの制度を恣意的に利用するようなことがあれば、前記手続上の問題とあいまって、公訴時効制度そのものの存在意義がなくなってしまう危険性もある。

よって、当連合会は、検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止（延長）させる制度の導入にも反対する。

(4) 現に時効が進行中の事件について遡及適用することについて

当連合会は、公訴時効は被疑者の利益のためにも存在する制度であるので、挙証責任の転換などと同様に、被疑者の実質的地位に直接影響を与える実体法に密接な訴訟規定として、憲法第39条の趣旨が及ぶものと考えべきである。しからずとしても、公訴時効は、証拠の散逸という訴訟上の理由だけでなく、犯罪の重大さに応じた一定期間の経過によってその可罰性が減少するという実体法上の意味を持っていることは否定できないので、刑法第6条もしくはその趣旨に従い、軽い旧法を適用すべきであると考えられるものである。

法務省が前回の公訴時効期間の延長の改正に際しても、遡及適用ではなく、前記附則第3条2項により「なお従前の例による」として旧法を適用する政府案を作った趣旨は堅持されるべきである。

よって、当連合会は、現に時効が進行中の事件について遡及適用することについても強く反対する。

以 上